

商品概要説明書

定期積金(定額式)

(令和2年12月1日現在)

商品名	・エンジェル積金
ご利用いただける方	・個人 ① 中学校修了前(15歳到達後最初の年度末)のお子様またはそのご両親 ② 妊娠中の方またはその配偶者
期間	・期日指定方式 1年以上10年以内
払込方法 (1) 払込方法 (2) 払込金額 (3) 払込単位	・契約期間内で掛金を分割して払込みいただきます。 ・掛込周期は毎月とします。(3ヶ月以上の前納はお断りさせていただきます) ・預入時のお申し出により、最大6回まで増額月を設定できます。 ・1回あたり1,000円以上 ・1円単位
払戻方法	・約定の回数の掛金の払込みが完了した場合、満期日以後に一括して契約給付金を払い戻します。
給付補填金 (1) 適用利回り (2) 支払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手方法	・契約時の店頭表示利率(年利回り)に、年0.10%(税引後0.079%※)を上乗せした利回り(約定利回り)を適用します。 ・さらに契約時に児童手当の受取口座を当JAに指定されている方またはその配偶者およびお子様は、上記利回り(約定利回り)に、年0.10%(税引後0.079%※)を上乗せした利回り(約定利回り)を適用します。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・計算単位を1円として契約期間における掛金残高積数に約定利回りを乗じて計算をします。 ・20.315%(国税15.315%、地方税5%)※の分離課税となります。 ※2037年12月31日までの適用となります。 ・店頭表示利率(年利回り)は店頭の金利表示ボードに表示しています。または窓口でお問い合わせください。
特典	・契約者に素敵なプレゼントを差し上げます。 なお、1世帯あたり複数の契約いただいた方でもお子様の人数に限ります。

付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> ・総合口座の担保に組入れできます。 (貸越利率は担保定期積金の約定利回りに年 0.5%を上乗せした利率) ・普通貯金等からの自動振替による払込ができます。 				
中途解約時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・本商品の中途解約は原則として不可とさせていただきます。 ・やむを得ず満期日前に解約する場合は、預入期間にかかわらず解約時の普通貯金利率により計算した利息とともに払い戻します。 				
貯金保険制度 (公的制度)	<ul style="list-style-type: none"> ・保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本 1,000 万円とその利息が貯金保険により保護されます。 				
苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA本支店または当JAの下記連絡先にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 <table border="1" data-bbox="550 958 1343 1037"> <tr> <td data-bbox="550 958 948 999">担当部署</td> <td data-bbox="948 958 1343 999">電話番号</td> </tr> <tr> <td data-bbox="550 999 948 1037">金融業務部 信用業務課</td> <td data-bbox="948 999 1343 1037">0898-34-1817</td> </tr> </table> <p data-bbox="483 1043 1444 1111">また、JAバンク相談所(電話：03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA担当部署またはJAバンク相談所にお申し出ください。愛媛弁護士会(電話：089-941-6279) 	担当部署	電話番号	金融業務部 信用業務課	0898-34-1817
担当部署	電話番号				
金融業務部 信用業務課	0898-34-1817				
その他参考となる 事項	<ul style="list-style-type: none"> ・払込が遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間、繰り延べます。または契約時の約定利回り(年365日の日割計算)の割合による延滞利息をいただきます。 ・掛金が掛込日前に払い込まれた場合は、契約時の約定利回りに準じて先掛割引金を計算します。 ・満期日以後の利息は解約日における普通貯金利率により計算します。 				

詳しくは窓口にお問い合わせください。

JAおちいまばり